

「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」等の
一部改正（案）について

令和7年2月13日
国土交通省
航空局安全部
航空機安全課

1. 概要

航空法等の一部を改正する法律（令和3年法律第65号）により、無人航空機の型式認証制度が創設し、当該制度に係る規定は令和4年12月5日に施行した。

型式認証に関する検査要領「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領（令和4年9月7日 国空機第456号）」及び型式認証に関する手続き等をまとめた「無人航空機の型式認証等の手続き（令和4年12月2日 国空機第656号）」を制定している。

ドローンの需要・期待が急速に拡大しているところ、安全確保を大前提としつつ、社会実装の加速を図ることとしている。今般、型式認証の申請及び取得が促進されるよう、型式認証に関する検査要領及び手続きを見直し、一部改正を行うこととする。

2. 改正内容

【無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領】

国土交通大臣は、無人航空機の型式の設計及び製造過程について安全基準及び均一性基準に適合すると認めるときは、型式認証を行うこととしている。

安全基準は、無人航空機の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準であり、強度、構造及び性能についての要件を規定している。均一性基準は、申請に係る型式の無人航空機が均一性を確保するために必要となる基準であり、施設、作業の実施方法、品質管理制度等についての要件を規定している。さらなる型式認証の取得促進のため、以下について改正を行う。

（1）第二種型式認証における自己確認範囲の拡大

第二種型式認証では、第三者を死傷させるリスクがより低いことを踏まえ、申請者が自己確認する範囲を拡大する。

（2）第二種型式認証における「無人航空機飛行規程」及び「点検及び整備を行うための手順書（ICA）」の航空局承認項目の廃止

飛行規程及びICAについて、一部の項目を航空局承認対象頁としているが、第二種型式認証については航空局承認を行わないものとする。

（3）その他所要の改正

【無人航空機の型式認証等の手続き】

本通達は、無人航空機の型式認証にあたっての手続きを定めるものである。

型式認証申請・取得が円滑になるよう、型式認証手続きにおける申請者の負担を減らす取組みとして、以下について改正を行う。

- (1) 第二種型式認証における「無人航空機飛行規程」及び「点検及び整備を行うための手順書（ICA）」の航空局承認項目の廃止
飛行規程及び ICA について、一部の項目を航空局承認対象頁としているが、第二種型式認証については航空局承認を行わないものとする。
- (2) 系列型の取り扱いについての明確化
型式認証を取得しようとする型式と系列型を同時に申請する場合等、系列型に関する取扱いを明確化する。
- (3) 型式認証における緊急用務空域の取扱いの明確化
航空法施行規則第 236 条の 71 第 4 項に定める緊急用務空域での飛行について、型式認証及び機体認証の有無にかかわらず、国若しくは地方公共団体又はこれらの者から依頼を受けた者は、新たな許可を取得することが不要である。緊急用務空域での飛行は型式認証で審査される特定飛行の対象外であるため、DIPS 上における型式認証の申請入力事項に緊急用務空域は含まれないことを明確化する。
- (4) 適合性証明における根拠資料の保管義務の明確化
適合性証明に用いた根拠資料について、申請者が保管する義務を明確化する。
- (5) 自己確認における適合性判定書及び総合判定書の取扱いの明確化
「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」において、申請者自身が確認した結果を検査者に提出しなければならないことが規定されているため、取扱いを明確化する。
- (6) 第二種型式認証における型式認証データシート（TCDS）の簡略化
第二種型式認証については、型式毎の個別様式では TCDS を作成せず、航空局ホームページの「型式認証を取得している無人航空機一覧」への登録のみとする。
- (7) 第二種型式認証における「安全性を確保するための管理の計画」の確認手順の合理化
安全性を確保するための管理の計画について、第二種型式認証については、定型化された計画文書に申請者名を入力して航空局に提出するとともに、計画に記載された内容を社内規定で具体化する。
- (8) その他所要の改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和 7 年 3 月頃

施行日：令和 7 年 3 月頃

以 上